

カスタマーハラスメントの対策

～社員と会社を守るために～

厚生労働省の令和5年度調査によると、カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）を受けた労働者は全労働者のうち10.8%となっています。

令和7年6月4日、企業がカスハラ対策をとることを義務づける法律が成立しました。カスハラが生じやすい、商品やサービスを提供する事業場等は適切な対応が必要です。

厚生労働省業種別カスハラ対策検討会の委員を務められた専門家が説明いたします。

日時	令和7年11月19日(水) 14:30～16:00 (開場・受付開始 14:00)		
会場	渋谷区立商工会館5階 第一会議室		
内容	❖ ■主な解説内容■ ❖ ○カスハラの実例 ・ 殴る、ける、体当たり、頭突き、身体を壁に押し付ける、物を投げつける ・ 大声で死ぬ・殺す、クズ・ボケ・バカ、ネットにさらしてやる、容姿への侮辱、話しながら物を叩く、高圧的な要求、社員の話の揚げ足をとる責め立てる ・ 長時間の説教、居座り退去に応じない、長時間電話で拘束する、何回も要求を繰り返す ○カスハラでの要求 ・ 商品代金の返金、商品の交換、金銭補償、治療費、土下座 ○カスハラが従業員や企業に与える影響 ○カスハラへの対策		
講師	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 人権啓発センター シニアオフィサー 久保村 俊哉 氏	定員	50名
参加費	会員 5,500円 会員以外 7,700円 次の口座に 11月12日(水)までにお振り込みください。 ・ 銀行名 三井住友銀行 蒲田支店 ・ 普通預金 口座番号 3687394 ・ 口座名称 一般社団法人大田労働基準協会 ※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入ください。(例 111900カイシャ)		
申込方法 申込先	下の申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。受講番号を付してFAXにて返送いたしますので、講習会当日受付にて受講票を提出してください。 大田労働基準協会 TEL:03-3738-0118 FAX:03-3738-0128		
その他	この講習は渋谷、三田、品川、大田、新宿、池袋労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。		

「カスタマーハラスメントの対策」申込書兼受講票

令和7年11月19日（水） 14:30～16:00（開場・受付開始 14:00）

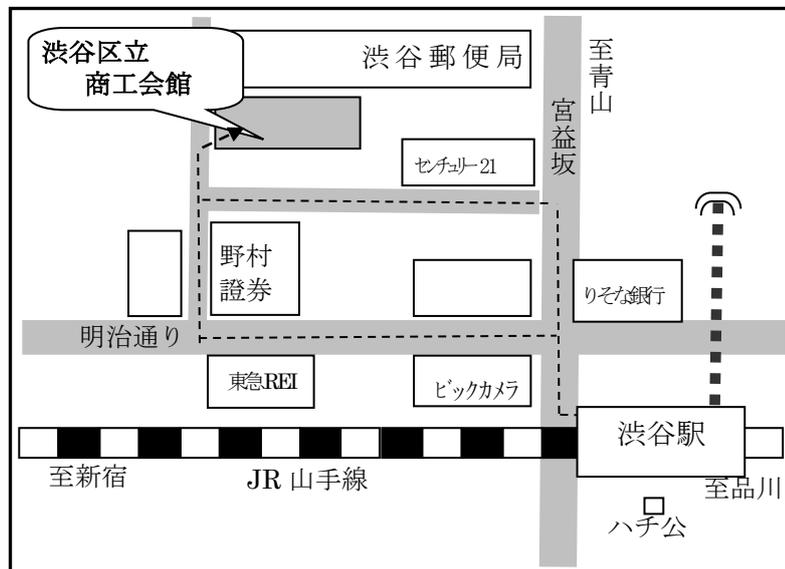
会員非会員の別	○を付けてください。渋谷・三田・品川・大田・新宿、池袋、会員以外		
事業場名			TEL
			FAX
所在地	〒		業種
連絡担当者	部署	氏名	
申込担当者 メールアドレス			
参加者	氏名（フリガナ）		受講番号
	職 氏名		
参加者	氏名（フリガナ）		受講番号
	職 氏名		
講習内容に関する 質問がありましたら ご記入ください。			

返送 FAX 番号：03-3738-0128（大田労働基準協会）

注：◆本受講票を当日受付に提出してください。

◆個人情報は、本研修のため以外に使用することはありません。

《会場案内図》



渋谷区立商工会館
5階第1室
渋谷区渋谷 1-12-5

受付日
月 日